



宮 崎 県 公 報

令和5年10月10日（火曜日） 第 448 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………（自然環境課） 1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始……………（ ” ） 1
- 違反広告物等の除去命令……………（都市計画課） 1

公 告

- 准看護師試験の実施……………（医療政策課） 2
- 家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課） 2
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課） 2
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………（ ” ） 2
- 落札者等の公告…………… 2
- 機械警備業務管理者講習の実施について…………… 3

告 示

宮崎県告示第 724号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第1180号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する三股町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
三股町役場
政野泰男
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第1180号によること。

宮崎県告示第 725号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川下三ヶ線	日向市東郷町下三ヶ字中村2149番1地先から	旧	7.0～8.7	29.2
				新	7.0～	29.2

		同市同町下三ヶ字下村2034番1地先まで	8.0	
--	--	----------------------	-----	--

宮崎県告示第 726号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年10月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川下三ヶ線	日向市東郷町下三ヶ字中村2149番1地先から同市同町下三ヶ字下村2034番1地先まで	令和5年10月10日

宮崎県告示第 727号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第6条の規定に違反して次の広告物等を設置する者又はこれらを管理する者は、令和5年10月18日までに自らが当該広告物等を設置する者又はこれらを管理する者であることを申し出なければならない。

なお、同日までにその申出がないときは、条例第24条第 2 項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該広告物等を除却する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

広告物等の種類	広告物等の表示及び設置場所	広告物の表示内容	広告物等の個数
野立（建植）広告	西諸県郡高原町大字 蒲牟田字高松 784番 1地先 国道敷	酒ほか	1個

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、令和5年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時
令和6年2月14日（水曜日）
午後1時30分から4時まで
- 試験の場所
宮崎市古城町丸尾 100番地
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 受験願書の受付期間
令和5年12月4日（月曜日）から12月8日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。郵送の場合は、12月8日付けの消印のあるものまで有効とする。
- その他
詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市健康福祉部地域医療政策課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療政策課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。
また、県外からの受験希望者は、必ず受験願書請求前に宮崎県福祉保健部医療政策課に問い合わせをすること。

令和5年8月1日から9月5日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
宮崎広域都市計画道路
 - 名称

3・2・5号宮崎西部環状線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市古城町池ノ内、和田内、宮田、加奈江、九拾田及び長田並びに同市浮田大工給の一部

(2) 削除する部分

宮崎市古城町池ノ内、和田内、宮田、加奈江、九拾田及び長田、同市北川内町内ノ野、同市生目台東1丁目、同市生目台東2丁目、同市生目台東4丁目、同市生目台東5丁目並びに同市跡江坂ノ下、宮ノ馬場、下水流及び下エゴの一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和5年10月10日から令和5年10月24日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

小林市

2 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

小林都市計画道路

(2) 名称

3・5・5号旭通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年10月10日

宮崎県総合農業試験場長 東 洋一郎

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

宮崎県総合農業試験場で使用する電気 1,928,000 kWh

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂 5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985（73）2121

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州電力株式会社高鍋営業所 児湯郡高鍋町大字北高鍋3492番地4

5 随意契約に係る契約金額

34,699,547円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和5年7月20日

7 随意契約によった理由

地方自治法施行令第 167条の2第5号による随意契約

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	令和6年1月15日（月）から 1月18日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5肢択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。
修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出日時

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	令和5年12月4日（月）から12月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置

を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--